

議案第 83 号令和元年度練馬区後期高齢者医療会計  
歳入歳出決算の認定に関する付帯決議

令和元年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算における後期高齢者医療保険料の還付について、本来、歳出科目から支出すべきところを歳入科目から支出する、不適切な会計処理を元にした数値の決算が、議会に提出された。

監査委員からの指摘を受けて判明したものであり、既に出納閉鎖後で、修正処理が出来ないまま決算が提出されたことは、誠に遺憾である。

また、この事案は、会計事務に関する職員の初歩的な認識不足や組織的な事務管理体制の不備等に起因するものであり、職務に対する緊張感が不足しているものと言わざるを得ない。

幸い、納付者たる区民や保険者である東京都後期高齢者医療広域連合への影響はなかったものの、区の会計事務の信頼性、区の信用を大きく損なうこととなった。

本来、令和元年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算は、不認定としてしかるべきものであるが、執行機関に反省を促し、より強固な体制へとつなげる観点から認定したものである。

とりわけ会計事務の年度管理における職員の意識の向上と適正な事務処理の徹底、組織としてのチェック体制の見直し、予算の執行管理の強化など今後このようなことが二度と生じないよう万全を期すことを強く求める。

以上、決議する。

令和2年10月16日

練馬区議会